

# 平成20年外資系企業動向調査 調査票記入の手引

## 目次

I. 調査の概要	1 頁
II. 一般事項	3
III. 個別事項	
記入内容の照会先欄	6
1. 企業の概要	6
2. 操業状況等	7
3. 雇用の状況	9
4. 国内事業所の種類及び数	10
5. 売上高、仕入高	10
6. 費用等の状況	11
7. 収益の状況	12
8. 資産の状況	12
9. 資金調達の状況	12
IV. 別表	
1. 業種分類表	14
2. 国分類表	18

### 問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 企業統計室  
外資系企業動向調査事務局

(電話) 03-5775-3236 (直通)

(URL)

日本語 : <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/gaisikei/index.html>

English : <http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/gaisikei/index.html>

# I. 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和42年から毎年実施しているものです。

## 2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計報告調整法第4条に基づく承認を受けて、経済産業省が実施するものです。

また、この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外の、例えば徴税事務などに使用されることはありません（統計法第14条）。

## 3. 調査の対象

この調査は平成19年度末（平成20年3月末）時点で以下の条件を満たす企業、及び平成18年度中に条件を満たしていた企業（金融・保険業、不動産業を除く。）を調査の対象としています。

(1) 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業（ケース1）

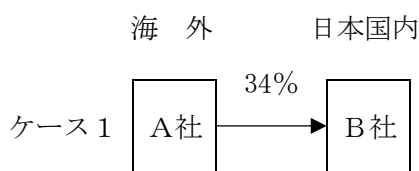
(2) 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している持株会社が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が3分の1超となる企業（ケース2及び3）

※ 持株会社とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいいます。

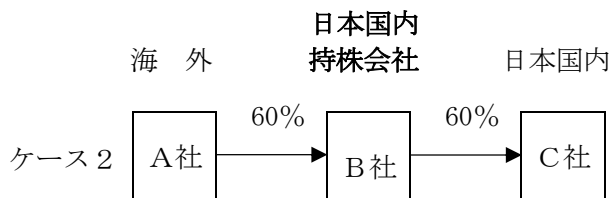
※ 直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率。

間接出資比率とは、外国投資家の持株会社への出資比率に持株会社からの当該企業への出資比率を乗じたもの。

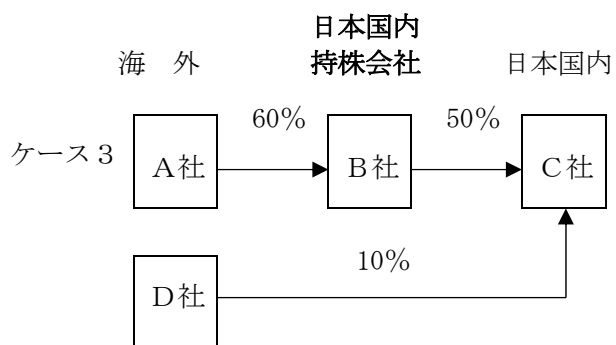
### <対象例>



この場合、A社からB社への出資比率が3分の1超であるため、B社は調査の対象となります。



この場合、A社からB社への出資比率（60%）× B社からC社への出資比率（60%）＝36%（間接出資比率）となり、出資比率が3分の1を超えていることから、B社に加えて、C社も調査の対象となります。



この場合は外国側出資者D社からの直接出資比率（10%）と、A社からB社への出資比率（60%）× B社からC社への出資比率（50%）＝30%（間接出資比率）の合計出資比率が10%＋30%＝40%となり、3分の1を超えていることから、B社に加えてC社も調査の対象となります。

#### 4. 調査方法

この調査は、経済産業省が調査対象企業に調査書類を配布し、各企業において記入のうえ、返送していただく書面調査です。

なお、必要に応じて外資系企業動向調査事務局から電話等による照会をさせていただくことがあります。

#### 5. 調査票の提出期限

調査票は、同封の返信用封筒に入れ、平成20年8月31日までに必ず到着するよう提出してください。

#### 6. 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等に集計し、経済産業政策局調査統計部企業統計室及び貿易経済協力局貿易振興課により分析、公表します。

## Ⅱ. 一般事項

### 1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成20年3月31日現在で、年度間実績は平成19年度（2007年度）について記入してください。

#### (1) 1年決算の場合

平成20年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成19年度末（2007年度末）としてください。

#### (2) 半年決算の場合

平成20年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成19年度末（2007年度末）とし、年度間実績については、当該期及びその前期を合計（上・下半期の合計）して記入してください。

#### (3) 決算期の変更等

決算期の変更等により年度間実績を正確に記入できない場合には、適宜、貴社の区分に従って記入していただいて結構です。

なお、その際は余白部分にその旨を明記してください。

### 2. 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して「別表1. 業種分類表」を作成しています。記入にあたっては「別表1. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。業種が多岐にわたる場合には、利益や売上高の最も大きい業種としてください。

### 3. 国分類

国籍欄には「別表2. 国分類表」に従って該当する国番号、国・地域名を記入してください。なお、国とあるのは地域を含む場合があります。

### 4. 数字の記入

(1) 単位未満は四捨五入してください。

(2) 各欄の数字は右詰めで、1マスに1字記入してください。

(3) マイナスの場合は金額の先頭に「△」を付けてください。例 

	△	9	9	9
--	---	---	---	---

(4) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算又は推計によって記入していただいても結構です。

(5) 実績が無い場合は「0」を記入してください。

### 5. 金額の記入

金額はすべて円建表示とし、百万円単位で単位未満を四捨五入して記入してください。

### 6. 用語

用語は原則として「新会社法」に基づく「会社計算規則」、「外国為替及び外国貿易法」及び同法政省令に従ってください。

## 7. 企業活動基本調査について

貴社が「平成20年経済産業省企業活動基本調査」に回答してくださっている場合は、**3**雇用の状況～**9**資金調達の状況のうち「赤枠内の調査項目」について記入してください。

また、「平成20年経済産業省企業活動基本調査」に回答していただけていない場合には、**3**雇用の状況～**9**資金調達の状況についてすべて記入してください。

企業活動基本調査とは、指定統計118号として下表に掲げる業種に属する事業所を有し、従業員50人以上、かつ、資本金又は出資金3千万円以上の企業を対象として、外資系企業動向調査とは別に調査をお願いしているものです。

なお、金融業・保険業\* は、外資系企業動向調査においては対象外業種です。

経済産業省企業活動基本調査の調査対象業種

鉱業、採石業、砂利採取業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業
	ガス業
情報通信業	ソフトウェア業
	情報処理・提供サービス業
	インターネット附随サービス業
	映画・ビデオ制作業
	テレビジョン番組制作業
	アニメーション制作業
	新聞業
	出版業
卸売業・小売業	卸売業
	小売業
金融業・保険業*	クレジットカード業、割賦金融業
物品賃貸業	産業用機械器具賃貸業
	事務用機械器具賃貸業
	自動車賃貸業（レンタルを除く）
	スポーツ・娯楽用品賃貸業
	その他の物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
	デザイン業
	広告業
	機械設計業
	商品検査業
	計量証明業
	写真業
	エンジニアリング業
宿泊業、飲食サービス業	飲食店（酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業
	その他の洗濯・理容・美容業・浴場業
	その他の生活関連サービス業
	冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を含む）

	写真現像・焼付業
	映画館
	スポーツ施設提供業
	公園、遊園地・テーマパーク
教育・学習支援業	外国語会話教室
	カルチャー教室（総合的なもの）
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業
	機械等修理業
	電気機械器具修理業
	職業紹介業
	労働者派遣業
	ディスプレイ業
	テレマーケティング事業
	その他の事業サービス業

## 8. 英語版調査票、調査票記入の手引について

調査票及び記入の手引の英語版が、下記の経済産業省のホームページに掲載されていますので利用してください。

<http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/gaisikei/index.html>（経済産業省英語版HP）

英語版の調査票で回答される場合は、ホームページに掲載されている調査票を印刷し、使用してください。

The English version of the Survey of Trends in Business Activities of Foreign Affiliates is available on the METI home page at the following URLs.

URLs : <http://www.meti.go.jp/english/statistics/tyo/gaisikei/index.html>  
(METI English Version HP)

If you wish to make the submission in English, please print out and use the English Survey Form.

Thank you very much for your cooperation.

### Ⅲ. 個別事項

昨年度までに協力していただいた企業の調査票は、**1**企業の概要の各項目について、記入していただいた内容をプレプリントしました。プレプリントした内容にその後変更があった場合は、その箇所を \_\_\_\_\_ で消して、修正してください。

今年から新たに協力していただく場合はプレプリントされていません。すべて記入してください。

#### 記入内容の照会先欄

調査票に記入していただいた内容について、外資系企業動向調査事務局より照会させていただく場合があります。回答して下さった方の氏名、所属する部署の名称及び電話番号、連絡先所在地（102 本社の所在地と異なる場合のみ）を記入してください。

#### **1** 企業の概要

##### 101 企業の名称

商号又はその他営業上用いている正式の名称を記入してください。

フリガナはカタカナで、左詰めで記入してください。

##### 102 所在地

本社又は本店の所在地及び郵便番号を記入してください。

登記簿上の本社又は本店の所在地と、実際に本社機能を有する所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有する場所の所在地及び郵便番号を記入してください。

##### 103 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査票用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては、「別表1. 業種分類表」を参照して該当する業種番号、業種名を記入してください。業種が多岐にわたる場合には、利益や売上高の最も大きい業種としてください。

なお、平成19年11月に日本標準産業分類が改定されたことから、この調査においても新しい分類に改め、業種番号を見直しましたので、業種番号がプレプリントされている場合でも、番号を確認してください。

##### 104 外資比率

貴社の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。

持株会社からの被出資企業においては、

- (1) 持株会社からの間接出資（外国投資家から持株会社への出資を経由して貴社へ出資されたもの）のみの場合は、その間接出資比率（外国投資家の持株会社への出資比率に持株会社から貴社への出資比率を乗じたもの。以下、同様。）を記入してください。
- (2) 外国側出資者からの直接出資と、持株会社からの間接出資の両方ある場合は、その直接出資比率（外国投資家の株式又は持分の比率）と持株会社からの間接出資比率の合計を記入してください。

##### 105 外国側筆頭出資者名

カタカナ又はアルファベットで記入してください。

持株会社からの被出資企業においては、

- (1) 持株会社からの間接出資（外国投資家から持株会社への出資を経由して貴社へ出資されたもの）のみの場合は、持株会社の外国側筆頭出資者名を記入してください。

- (2) 外国側出資者からの直接出資と、持株会社からの間接出資の両方ある場合は、
- ① 持株会社からの間接出資比率の方が高ければ、持株会社の外国側筆頭出資者名を記入してください。
  - ② 外国側出資者からの直接出資比率(外国投資家の株式又は持分の比率)の方が高ければ、その直接出資した外国側出資者名を記入してください。

## 106 外国側筆頭出資者の国籍

105「外国側筆頭出資者名」で記入していただいた外国側筆頭出資者の国籍について、「別表2. 国分類表」により、国番号及び国・地域名を記入してください。

なお、国とあるのは地域を含む場合があります。

## 107 外国側筆頭出資者の出資比率

貴社の発行済み株式総数若しくは出資金総額に占める外国側筆頭出資者(105「外国側筆頭出資者名」で記入していただいた外国側筆頭出資者)による所有株式数又は出資金額の割合を小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)まで右詰めで記入してください。

- (1) 外国側筆頭出資者からの出資が間接出資のみ(貴社への出資が持株会社を経由した出資のみ)の場合は、その間接出資比率(外国側筆頭出資者の持株会社への出資比率に持株会社から貴社への出資比率を乗じたもの)を記入してください。
- (2) 外国側筆頭出資者からの出資が、直接出資と持株会社からの間接出資の両方ある場合は、その直接出資比率(外国側筆頭出資者の株式又は持分の比率)と持株会社を経由した間接出資比率の合計を記入してください。

## 108 資本金又は出資金

平成20年3月末時点の払込済資本金の額又は出資金の額を記入してください。

## 109 決算月

決算月は貴社の決算期区分により、次の原則に従って記入してください。

- (1) 1年決算の場合：平成19年4月1日以降平成20年3月31日までに到来した決算月を記入してください。
- (2) 半年決算の場合：平成19年10月1日以降平成20年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

## 110 消費税の取扱

金額を記入していただく項目に関して、消費税が含まれているか、否かを記入してください。税込みの場合は「1」に、税抜きの場合は「2」に○印を付けてください。

## 2 操業状況等

### 2-1. 操業状況

#### 201 操業状況

調査時点(平成20年3月末現在)における貴社の操業状況について、該当する番号に○印を付けてください。

##### 1. 操業中

操業中とは、実際に操業を行っている、営業を行っている場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降のすべての項目について記入してください。



## 2. 設立後初決算前

設立後初決算前とは、設立後又は外資導入後、まだ最初の決算を迎えていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目のうち、202「設立又は外資参入の時期」、203「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」について記入してください。

## 3. 未設立・未操業

未設立とは、「外国為替及び外国貿易法」による届出又は事後報告をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立はされたがまだ操業していない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目のうち、202「設立又は外資参入の時期」、203「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」について記入してください。

## 4. 休眠中

休眠中とは、操業（営業）を行っていない場合をいいます。

これに該当する場合は、これ以降の項目のうち、202「設立又は外資参入の時期」、203「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」について記入してください。

## 5. 解散、撤退、外資比率の低下

解散とは、会社が営業活動をやめ、その法人格の消滅を期す状態に入ることを入ります。

解散には、清算（合併以外の原因によって会社が解散した後に、会社の法律関係を処理する手続のことを指す。）や、いわゆる倒産、破産なども含みます。

撤退とは、売却、吸収・合併が行われ、結果的に外資比率が0%となったことをいいます。

外資比率の低下とは、外国投資家（複数の場合はその合計）の出資比率（持株会社からの被出資企業においては、間接出資比率を含む。）が3分の1以下になった場合を入ります。

これらに該当する場合は、該当することとなった時期について、ア又はイに○印を付け、これ以降の項目のうち、202「設立又は外資参入の時期」について記入してください。

### 2-2. 設立又は外資参入の時期

#### 202 設立又は外資参入の時期

外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた時期を西暦4桁、月2桁で記入してください。設立時において外資比率が3分の1を超えていない場合は3分の1を超えた時期を記入してください。

なお、出資元が外国投資家から他の外国投資家、あるいは外国投資家から外資系持株会社に変更になった場合においては、その「出資元が変更になった時期」ではなく、当初の「設立又は外資参入の時期」を記入してください。

### 2-3. 外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由

#### 203 外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由

貴社の株式又は持分のうち、外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由について以下の1～4のうち、該当する番号に○印を付けてください。

なお、出資元が外国投資家から他の外国投資家、あるいは外国投資家から外資系持株会社に変更になった場合においては、その「出資元が変更になった時の事由」ではなく、当初の「設立又は外資参入した時の外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」を記入してください。

### 1. 単独で新規設立

単独で企業を設立した場合をいいます。

### 2. 合併で新規設立

合併企業を設立した時点で、外国投資家の株式又は持分が3分の1を既に超えていた場合をいいます。

### 3. 合併・買収（M&A）

企業を設立した時点においては外国投資家の株式又は持分が3分の1以下であったが、その後他の外資系企業と合併したことにより合併後の企業における外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた場合や、外国投資家による株式又は持分の買い取り、若しくは増資引き受けによって3分の1を超えた場合をいいます。

### 4. その他

企業を設立した時点においては外国投資家の株式又は持分が3分の1以下であったが、その後上記以外の理由によって外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた場合をいいます。

## ③ 雇用の状況

平成20年（2008年）3月末時点の従業者数を記入してください。3月末の状況を記入できない場合には、それ以前で最も近い記入可能な時点の従業者数を記入してください。

### ③ - 1. 常時従業者数

#### 311 合計

平成20年（2008年）3月末現在の有給役員と常用雇員者の合計人数を記入してください。

#### 312 有給役員

経営、管理に携わっている有給の常勤役員数を記入してください。

#### 313 常用雇員者

常用雇員者（正社員、正職員、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成20年（2008年）3月末の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用した者）の総数を記入してください。

また、常用雇員者数を都道府県別に集計した場合に、常用雇員者数が最も多い都道府県名に○印を付けてください。都道府県の特定が難しい場合は、最も多い地域ブロックの番号に○印を付けてください。

#### 314 正社員、正職員

上記の常用雇員者のうち、正社員、正職員の数を記入してください。

#### 315 パート、アルバイト

上記の常用雇員者のうち、パート、アルバイト（又はそれに近い名称で呼ばれている者で、正社員、正職員より1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が短い者）の数を記入してください。

### ③ - 2. 受入れ（派遣）従業者数

#### 321 受入れ（派遣）従業者数

③-1 常時従業者数とは別に、平成20年（2008年）3月末時点において労働者派遣事業を営む

事業主との派遣契約で受け入れていた「受入れ（派遣）従業者数」を記入してください。

「受入れ（派遣）従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約をもとに、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業者をいいます。

#### **4 国内事業所の種類及び数**

平成20年（2008年）3月末時点の国内における機能別事業所数を記入してください。3月末で記入できない場合には、それ以前で最も近い記入可能な時点の機能別事業所数を記入してください。

「営業・販売機能」には、営業所、物流拠点（輸出入品の集荷場や配送センターなど）、店舗のほか、顧客サービス等の営業・販売サポート拠点を含み、「本社機能」には、管理・統括部門のほか地域統括拠点を含みます。1つの事業所が複数の機能を有している場合はそれぞれの機能について計上してください。

また、それぞれの事業所の所在地について、あてはまる地域に○印を付けてください。各ブロックに含まれる都道府県の詳細については3-1を参照してください。たとえば、製造・加工機能を持つ事業所が埼玉県と兵庫県に1つずつある場合、製造・加工機能事業所数は2と記入し、関東ブロックと近畿ブロックにそれぞれ○印を付けてください。

#### **5 売上高、仕入高**

##### **5-1. 売上高**

##### **511 売上高**

自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額、仕入商品売上高、その他の事業収入の合計額（保税地域からの売上を含む。）を記入してください。

なお、代理商・仲立業における売上高は商品の取扱額ではなく、手数料収入額をいいます。

##### **512 うち、輸出高**

上記の売上高のうち、自社名義で通関手続を行って直接輸出した金額を記入してください。

##### **513 うち、外国側筆頭出資者への売上高**

上記の輸出高のうち、外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入していただいた外国側筆頭出資者）への売上高（直接輸出）の合計額を記入してください。

##### **5-2. 仕入高**

##### **521 仕入高**

原材料、部品、半製品等の仕入高や他の企業からの商品仕入高を記入してください。

##### **522 うち、輸入高**

上記の仕入高のうち、自社名義で通関手続を行って、直接輸入した金額を記入してください。

##### **523 うち、外国側筆頭出資者からの仕入高**

上記の輸入高のうち、外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入していただいた外国側筆頭出資者）からの仕入高（直接輸入）の合計額を記入してください。

## 6 費用等の状況

### 6-1. 営業費用

#### 611 売上原価

売上高に対応する製造原価（製造に要した材料費、労務費、諸経費）、商品仕入高など、貴社全体の原価を記入してください。

#### 612 販売費・一般管理費

販売業務、一般管理業務に関して発生する費用（営業や企業全般に及ぶ管理業務に要した給料、旅費、広告宣伝費、情報処理費、通信費、不動産賃借料、動産賃借料等。以下「販管費」という。）の合計額を記入してください。

#### 613 給与総額

支給された給与額又は支給されるべき給与額（労務費、給料、諸手当、賃金、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、営業費用から支払われる役員報酬及び役員賞与（役員賞与引当金繰入額を含む））の総額を、税込み金額（所得税、地方税、社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）及び労働保険料等を差し引く前の額）で記入してください。ただし、退職金、会社負担の法定福利厚生費（社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料）は含めません。

なお、売上原価に含まれる給与と、販管費に含まれる給与の合計額を記入してください。

#### 614 動産・不動産賃借料

土地、建物などの「不動産賃借料」と鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械等の「動産賃借料」の合計額を記入してください。なお、端末機を含むコンピュータの賃借料も含めてください。

なお、売上原価に含まれる賃借料と、販管費に含まれる賃借料の合計額を記入してください。

### 6-2. 外国側筆頭出資者への支払い費用

以下の621「配当金」～623「ロイヤルティ」について、外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入していただいた外国側筆頭出資者）への支払い費用を記入してください。

#### 621 配当金

平成19年度（2007年度）に係る利益処分として株主に対して支払われた又は支払われるべき配当金のうち、外国側筆頭出資者への配当金の額を記入してください。

#### 622 借入金利息

外国側筆頭出資者から借り入れた借入金の利息を決算ベースの金額で記入してください。

#### 623 ロイヤルティ

外国側筆頭出資者が貴社に提供した特許権、著作権などの知的所有権等に対する対価を、決算ベースの金額で記入してください。

### 6-3. 研究開発費

#### 631 研究開発費

試験研究のための人件費、物件費に研究関係有形固定資産の減価償却額、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

## 6-4. 設備投資額

### 641 設備投資額（土地を除く）

平成19年度（2007年度）中の有形固定資産（建設仮勘定を含み、土地を除く）の償却前の取得額を記入してください。

## 7 収益の状況

### 701 経常利益

営業損益と営業外損益の合計額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

また、次式により算出しても差し支えありません。

経常損益＝（売上高－売上原価－販売費・一般管理費）＋（営業外収益－営業外費用）

### 702 当期純利益

経常損益と特別損益の合計額から法人税等を差し引いた金額を記入してください。

損失の場合は金額の先頭に「△」を付けてください。

## 8 資産の状況

平成20年（2008年）3月末時点の資産額を記入してください。3月末で記入できない場合には、それ以前で最も近い記入可能な時点の資産額を記入してください。

### 801 資産合計

流動資産（現預金、売掛金、受取手形、有価証券等）、固定資産（有形固定資産、無形固定資産、投資等）、繰延資産（創立費、開発費、新株発行費等）の合計を記入してください。

### 802 うち、有形固定資産

上記の資産合計のうち、減価償却累計額を除いた有形固定資産（土地、建物、機械等）の額を記入してください。

### 803 うち、土地

上記の有形固定資産のうち、所有している土地の資産額を記入してください。

### 804 うち、建物

上記の有形固定資産のうち、所有している建物（事務所、店舗、工場、倉庫、社宅及び建物付属設備としての設備）の資産額を記入してください。

### 805 純資産合計

貸借対照表の純資産の部の合計を記入してください。

## 9 資金調達の状況

平成20年（2008年）3月末時点の資金調達額を記入してください。3月末で記入できない場合には、それ以前で最も近い記入可能な時点の資金調達額を記入してください。

### 資金調達総額

平成20年（2008年）3月末時点のストックベースで残高を記入してください。

### 海外からの調達額

上記（資金調達総額）の内数として、海外から直接（持株会社経由でなく）調達したものの残高を記入してください。

## 外国側筆頭出資者からの調達額

上記（海外からの調達額）の内数として、外国側筆頭出資者（105「外国側筆頭出資者名」で記入していただいた外国側筆頭出資者）から直接（持株会社経由でなく）調達したものの残高を記入してください。

持株会社からの被出資企業においては、

- (1) 持株会社から間接的に調達したもの（持株会社を経由して当該企業が調達したもの）のみの場合は、持株会社から報告していただく外国側筆頭出資者からの調達額と重複しますので、外国側筆頭出資者からの調達額は無いものとしてください。
- (2) 外国側筆頭出資者から直接調達したものと、持株会社を経由して間接的に調達したものの両方がある場合は、外国側筆頭出資者から直接調達したもののみを記入してください。

### 901 短期借入金

借入金残高のうち、返済までの期間が1年以内（長期借入金で返済期間が1年以内になったものを含む。）の借入金を資金調達総額欄に記入し、その内数として海外の金融機関等からの借入金を海外からの調達額欄に、更にそのうち、外国側筆頭出資者からの借入金を外国側筆頭出資者からの調達額欄にそれぞれ記入してください。

### 902 長期借入金

借入金残高のうち、返済までの期間が1年超の借入金を資金調達総額欄に記入し、その内数として海外の金融機関等からの借入金を海外からの調達額欄に、更にそのうち、外国側筆頭出資者からの借入金を外国側筆頭出資者からの調達額欄にそれぞれ記入してください。

### 903 社債発行残高

貴社発行の社債残高を資金調達総額欄に記入し、その内数として外国投資家購入分を海外からの調達額欄に、更にそのうち、外国側筆頭出資者購入分を外国側筆頭出資者からの調達額欄にそれぞれ記入してください。

なお、社債残高には新株予約券付社債も含めてください。

## 別表1. 業種分類表

注. 「事業持株会社」は、出資する子会社等の主要な業種格付けと同一のものに、また、「研究所」は親会社と同一の業種格付けとしてください。

番号	業種名	内容例示
0101 0102 0103	<b>農業、林業、漁業</b> 農業 林業 漁業・水産養殖業	耕種農業、畜産農業、農業・園芸サービス業等 育林業、素材生産業、製薪炭業、林業サービス業等 海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業
0201	<b>鉱業、採石業、砂利採取業</b> 鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業（金、銀、鉛、亜鉛、鉄、タングステン等）、石炭・亜炭鉱業（炭鉱等）、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等
0301	<b>建設業</b> 建設業	総合工事業（一般土木建築工事業、舗装工事業、木造建築工事業等）、職別工事業（塗装工事業、床・内装工事業等）、設備工事業（電気工事業、電気通信・信号装置工事業等）
0401 0402 0403 0404	<b>食料品、飲料・たばこ・飼料製造業</b> 食料品製造業 飲料製造業 たばこ製造業 飼料・有機質肥料製造業	畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、調味料等 清涼飲料、酒類等 配合飼料、有機質肥料等
0501 0502 0503 0504	<b>繊維工業</b> 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸製造業 織物業、ニット生地製造業 染色整理業、綱・網・レース・繊維粗製品製造業 衣服・その他の繊維製品製造業	製糸、化学繊維、炭素繊維、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、ねん糸等 綿・スフ織物、絹・人絹織物、毛織物、細幅織物、丸編ニット生地等 染色・整理、綱、網、レース、フェルト・不織布、繊維粗製品等 織物製外衣、ニット製外衣、下着、和装製品、寝具、じゅうたん等
0601 0602 0603	<b>木材・木製品、パルプ・紙・紙加工品製造業</b> 木材・木製品製造業 パルプ・紙製造業 紙加工品製造業	一般製材、ベニヤ板、合板、パーティクルボード等 パルプ、洋紙、板紙、和紙 段ボール、壁紙、事務用・学用紙、紙製容器等
0701 0702 0703 0704 0705 0706 0707	<b>化学工業</b> 化学肥料製造業 無機化学工業製品製造業 有機化学工業製品製造業 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 医薬品製造業 化粧品・歯磨、その他の化粧用調整品製造業 その他の化学工業	窒素質・りん酸質肥料、複合肥料等 ソーダ、無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、リン酸、塩等 エチレン等石油化学系基礎製品、脂肪族系中間物、エチルアルコール、フェノール樹脂等プラスチック、合成ゴム等 脂肪酸、グリセリン、石けん、合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、ろうそく等 医薬品、ワクチン、生薬・漢方製剤等 化粧品、シャンプー、歯磨等 火薬類、農薬、ゼラチン、接着剤、写真感光材料等

番号	業種名	内容例示
0801	<b>石油製品・石炭製品製造業</b> 石油精製業	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油等
0802	その他の石油製品・石炭製品製造業	潤滑油、グリース、コークス、練炭、豆炭、舗装材料等
0901	<b>窯業・土石製品製造業</b> ガラス・同製品製造業	板ガラス、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具等
0902	セメント・同製品製造業	セメント、生コンクリート、コンクリート製品等
0903	その他の窯業・土石製品製造業	陶磁器・同関連製品、建設用粘土製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材等
1001	<b>鉄鋼業</b> 銑鉄・粗鋼・鋼材製造業	銑鉄、粗鋼、鋼材、鋼管等
1002	鑄鍛造品・その他の鉄鋼製品製造業	銑鉄鑄物、鑄鋼等鉄素形材、銑鋼シャースリット等
1101	<b>非鉄金属製造業</b> 非鉄金属製錬・精製業	銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム等
1102	その他の非鉄金属製品製造業	伸銅品等非鉄金属・同合金圧延製品、電線、ケーブル、非鉄金属鑄物、非鉄金属鍛造品
1201	<b>金属製品製造業</b> 建設用・建築用金属製品製造業	鉄骨、鉄塔、橋りょう等建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品等
1202	その他の金属製品製造業	ブリキ缶、めっき板、洋食器、刃物、金物、暖房装置、金属素形材、金属線製品、ボルト、ナット、リベット等
1301	<b>はん用機械器具製造業</b> 一般産業用機械・装置製造業	エレベータ、エスカレータ、コンベヤ、工業窯炉、冷凍機、湿潤調整装置等
1302	その他のはん用機械器具製造業	ボイラ、原動機、ポンプ、圧縮機、消火器、軸受等
1401	<b>生産用機械器具製造業</b> 農業用機械、建設機械・鉱山機械、 繊維機械製造業	農業用機械、建設機械、鉱山機械、化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械等
1402	生活関連産業用機械・基礎素材産業 用機械製造業	食品機械、木材加工機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、包装・荷造機械、鑄造装置、化学機械、プラスチック加工機械等
1403	金属加工機械製造業	旋盤、ボール盤等金属工作機械、圧延機械、ベンディングマシン等金属加工機械等
1404	半導体・フラットパネルディスプレイ 製造装置製造業	ウェーハプロセス装置、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置
1405	その他の生産用機械器具製造業	金型、真空装置、ロボット等
1501	<b>業務用機械器具製造業</b> 事務用・サービス用・娯楽用機械器具 製造業	複写機等事務用機械器具、営業用洗濯機、自動車洗浄機、遊園施設機械、自動販売機、両替機、自動ドア等
1502	光学機械器具・レンズ製造業	カメラ、顕微鏡、望遠鏡、映画用機械、光学機械用レンズ、プリズム等
1503	その他の業務用機械器具製造業	計量器、測定器、分析機器、試験機、測定機械器具、理化学機械器具、医療用機械器具、武器等



番号	業種名	内容例示
1601	<b>電気機械器具製造業</b> 産業用電気機械器具製造業	発電機、電動機、その他の回転電気機械、変圧器類、電力開閉装置、配電盤、分電盤、電気溶接機、電気炉等 電子レンジ、冷蔵庫、電気がま、扇風機、電気温水器、エアコン、洗濯機、掃除機、アイロン、電気ストーブ等 X線装置、医療用電子応用装置、電子顕微鏡等その他の電子応用装置 電球、蛍光灯等電球・電気照明器具、蓄電池、乾電池、電気計測器、工業計器、化学分析機器、永久磁石等
1602	民生用電気機械器具製造業	
1603	電子応用装置製造業	
1604	その他の電気機械器具製造業	
1701	<b>情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製造業</b> 通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	電話機、ファクシミリ等有線通信機械器具、ラジオ・テレビ放送装置、携帯電話等無線通信機械器具、ラジオ・テレビ受信機、ビデオ機器、デジタルカメラ、ステレオ、カラオケ等電気音響機器等 電子計算機、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置、光ディスク装置等外部記憶装置等 ブラウン管等電子管、ダイオード、トランジスタ、集積回路、液晶パネル・フラットパネル、抵抗器、コンデンサ、変成器、磁気ヘッド、半導体メモリメディア、光ディスク、電子回路基盤、ユニット部品等
1702	電子計算機・同附属装置製造業	
1703	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
1801	<b>輸送機械器具製造業</b> 自動車、自動車車体・附随車製造業	乗用車、バス、トラック、二輪自動車、トレーラ 自動車エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギア等 鉄道車輛・同部品、船舶、船用機関、航空機・同附属品、産業用車輛・同部分品附属品、自転車・同部分品等
1802	自動車部分品・附属品製造業	
1803	その他の輸送用機械器具製造業	
1901	<b>その他の製造業</b> 家具・装備品製造業	家具、宗教用具、建具等 印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品・フィルム・シート・床材、合成皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成型材料等 タイヤ、チューブ、ゴム製・プラスチック製履物、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品等 なめし革、工業用革製品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮等 貴金属・宝石製品、装身具、装飾品、ボタン、時計、楽器、がん具、運動用具、ペン・鉛筆等事務用品、漆器、畳等生活雑貨製品等
1902	印刷・同関連業	
1903	プラスチック製品製造業	
1904	ゴム製品製造業	
1905	なめし革・同製品・毛皮製造業	
1906	その他の製造業	
2001	<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b> 電気業、ガス業、熱供給業、水道業	発電所、変電所、ガス製造工場、ガス供給所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
2101	<b>情報通信業</b> 通信業	固定電気通信業、移動電気通信業等
2102	放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業

番号	業種名	内容例示
2103	情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
2104	インターネット附随サービス業	ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業等
2105	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業等
	<b>運輸業</b>	
2201	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、郵便業
2202	倉庫業・運輸に附帯するサービス業	倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等
	<b>卸売業、小売業</b>	
2301	卸売業	各種商品卸売業、機械器具卸売業等
2302	小売業	各種商品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業等
	<b>金融業、保険業</b>	
2401	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業等
	<b>不動産業</b>	
2501	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業
	<b>物品賃貸業</b>	
2601	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、自動車賃貸業等
	<b>宿泊業、飲食サービス業</b>	
2701	宿泊業	旅館、ホテル等
2702	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、酒場・ビヤホール、喫茶店等
2703	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
	<b>教育、学習支援、医療、福祉、複合サービス業</b>	
2801	教育、学習支援	幼稚園、学校、学習塾、技能教授所等
2802	医療、福祉	病院、保健所、保育所、介護老人保健施設、障害者支援施設等
2803	複合サービス業	郵便局、協同組合
	<b>サービス業</b>	
2901	経営コンサルタント業、純粋持株会社	経営コンサルタント業、純粋持株会社
2902	広告業	総合広告業、広告代理業、新聞広告代理業、インターネット広告業等
2903	その他の学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、デザイン業、著述家業、興信所、翻訳業、獣医業、建築設計業、機械設計業、写真業等
2904	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、映画館、劇場、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場等
2905	その他のサービス業	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、速記業、複写業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教等

別表 2. 国分類表

番号	国・地域名
	〔北 米〕
101	アメリカ
102	カナダ
	〔中南米〕
201	メキシコ
202	パナマ
203	エルサルバドル
204	ブラジル
205	アルゼンチン
206	パラグアイ
207	チリ
208	ペルー
209	ドミニカ共和国
210	ベネズエラ
211	ボリビア
212	バハマ連邦
213	コロンビア
214	グアテマラ
215	エクアドル
216	蘭領アンティール
217	ニカラグア
218	コスタリカ
219	トリニダード・トバゴ
220	バーミユダ(英)
221	プエルトリコ(米)
222	仏領西インド諸島
223	ホンジュラス
224	スリナム
225	ジャマイカ
226	ガイアナ
227	ケイマン諸島(英)
228	バージン諸島(米)
229	ウルグアイ
299	その他の中南米
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キューバ</li> <li>・ハイチ</li> <li>・ベリーズ</li> <li>・セントルシア</li> <li>・アンティグア・バーブータ</li> <li>・ドミニカ国</li> <li>・セントクリストファー・ネーヴィス</li> <li>・セントビンセント</li> <li>・仏領ギアナ</li> </ul>

番号	国・地域名
	〔アジア〕
302	インド
303	パキスタン
304	バングラデシュ
305	スリランカ
306	ミャンマー
307	マレーシア
308	シンガポール
309	タイ
310	インドネシア
311	フィリピン
312	カンボジア
313	ラオス
314	香港
315	台湾
316	ベトナム
317	大韓民国
318	ネパール
319	ブルネイ
320	中華人民共和国
321	マカオ
399	その他のアジア
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブータン</li> <li>・モンゴル</li> <li>・北朝鮮</li> <li>・東ティモール</li> <li>・モルディブ</li> </ul>
	〔中 東〕
401	イラン
402	イスラエル
403	クウェート
404	レバノン
405	サウジアラビア
406	アラブ首長国連邦
407	アフガニスタン
408	バーレーン
409	カタール
410	シリア
411	イラク
499	その他の中東
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オマーン</li> <li>・イエメン</li> <li>・ヨルダン</li> </ul>

番号	国・地域名
	〔ヨーロッパ〕
501	イギリス
502	フランス
503	ドイツ
504	ベルギー
505	アイルランド
506	スイス
507	ポルトガル
508	オランダ
509	イタリア
510	ルクセンブルグ
511	スペイン
512	ギリシャ
513	マルタ
514	オーストリア
515	ノルウェー
516	デンマーク
517	アイスランド
518	スウェーデン
519	トルコ
520	ルーマニア
521	フィンランド
522	モナコ
523	キプロス
524	ポーランド
525	ロシア
526	ハンガリー
527	チェコ
528	スロバキア
530	スロベニア
531	エストニア
532	ラトビア
533	リトアニア
534	ブルガリア
599	その他のヨーロッパ
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カザフスタン</li> <li>・サンマリノ</li> <li>・ジブラルタル(英)</li> <li>・ウズベキスタン</li> <li>・アゼルバイジャン</li> <li>・アンドラ</li> <li>・アゾレス(ポルトガル)</li> <li>・リヒテンシュタイン</li> <li>・キルギス</li> </ul>

別表2. 国分類表

(つづき)

番号	国・地域名
その他の地域	・バチカン
	・アルメニア
	・アルバニア
	・ウクライナ
	・グルジア
	・クロアチア
	・セルビア
	・タジキスタン
	・トルクメニスタン
	・ベラルーシ
	・ボスニア・ヘルツェゴビナ
	・モルドバ
	・モンテネグロ
601	オーストラリア
602	ニュージーランド
603	フィジー
604	パプア・ニューギニア
605	サモア
606	パラオ
607	北マリアナ諸島(米) (グアム)
608	バヌアツ共和国
609	ソロモン諸島
610	ニューカレドニア(仏)
699	その他のオセアニア
その他の地域	・トンガ
	・キリバス
	・ナウル
	・仏領ポリネシア
	・ミクロネシア
	・ツバル
	など
	[アフリカ]
701	エジプト
702	モロッコ
703	ジンバブエ
704	リベリア
705	タンザニア
706	スーダン
707	ナイジェリア
708	コートジボワール
709	マダガスカル
710	ケニア

番号	国・地域名
711	エチオピア
712	ザンビア
713	ウガンダ
714	ガーナ
715	カメルーン
716	コンゴ共和国
717	コンゴ民主共和国
718	モーリシャス
719	カナリア諸島(西)
720	ルワンダ
721	ガボン
722	シエラレオネ
723	ガンビア
724	モーリタニア
725	セネガル
726	スワジランド
727	リビア
728	ギニア
729	ニジェール
730	チュニジア
731	南アフリカ
799	その他のアフリカ
その他の地域	・アルジェリア
	・アンゴラ
	・ザンビア
	・ナミビア
	・ボツワナ
	・西サハラ
	・トーゴ
	・マリ
	・ベナン
	・チャド
	・中央アフリカ
	・サントメ・プリンシペ
	・ジブチ
	・ソマリア
	・セーシェル
・モザンビーク	
・セントヘレナ及びその附属諸島	
	など